

総合教育会議の概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は大綱の策定等に関する協議並びに事務の調整を行うために総合教育会議を設けるものとされた。

(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

(趣旨)

首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進

(構成員)

首長と教育委員会

(協議・調整事項)

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- ④ ①～③に関する地方公共団体の長及び教育委員会の事務の調整

(その他)

会議は原則として公開